

2025年度 日本産食品グローバル・ゲートウェイ事業
日本産食品営業コーディネーター業務委託先公募要項

2025年 8月 22日
独立行政法人日本貿易振興機構
ジェトロ シンガポール事務所
黒川 淳二

独立行政法人日本貿易振興機構シンガポール事務所（以下「ジェトロ」という）では、2025年度日本産食品グローバル・ゲートウェイ事業（以下、「GGW事業」という。）に登録のあった農林水産物、食品のシンガポール市場における商流構築・拡大を支援するため、企業のサンプルを活用したビジネスマッチングおよび商談アレンジ等を業務委託できる個人又は法人を募集いたします。

応募を希望される場合は、下記の要領に基づき応募書類をご提出ください。

記

1.商流構築支援業務

海外の有望バイヤーの調達ニーズを積極的にヒアリングし、日本企業等との商談マッチングおよび取引創出を支援するため、以下の業務を行う。各業務実施にあたってはジェトロによる指示・確認のもと、以下の業務を実施する。

なお、ジェトロの要請によりジェトロ主催の事業（商談会等）と連携を図る場合もある。

シンガポールドル

業務内容		単価
(1) ビジネスマッチング 支援業務	①ピックアップ業務 本事業登録商品リストより有望商品のピックアップ	800/件
	②バイヤーへ提案業務 現地バイヤーへの有望商品の提案と提案への回答を回収（商談ニーズの把握）	
	③ヒアリング刈り取り業務 現地バイヤーの回答をジェトロへ提出	
(2) 商談アレンジ	①現地バイヤーへの Japan Street 登録の案内	700/件
	②Japan Street 等経由の商談組成	

(業務詳細)

(1) ビジネスマッチング支援業務

①ピックアップ業務

ジェトロから提供あった本事業登録商品リストから、有望商品（サンプル）を

ピックアップする。

②バイヤーへ提案業務

ピックアップした有望商品情報を、商談マッチングや取引創出可能性のある現地バイヤーへ提案する。なお、現地バイヤーの選定は、ジェトロと協議に基づき決定するものとする。（日本企業1社につき、バイヤー最大5社程度への提案を想定）

③ヒアリング刈り取り業務

現地バイヤーの有望商品への反応をヒアリングし、ジェトロ所定のフォームを用いてジェトロへ回答する。

①～③を達成した日本企業1社につき、現地バイヤー1社の回答を1件とカウントし、報酬を支払うこととする。

(2) 商談アレンジ業務

①現地バイヤーの Japan Street 登録の案内

(1) ③のヒアリング後に、バイヤーがサンプルの希望の場合、ジェトロへサンプルの配送を依頼するとともに、現地バイヤーの Japan Street^{*}登録の案内を行う。すでに登録ある場合は不要。

②商談組成

バイヤーが Japan Street 経由等で本事業登録企業と商談申込みするように後押しをし、商談を組成する。なお、商談同席は必須としない。①～②を達成した商談1件と、報酬を支払うこととする。

^{*}ジェトロが運営する海外バイヤー向けオンラインカタログサイト。

https://www.jetro.go.jp/services/japan_street/

2. 対象国・地域・カバーエリア： シンガポール

3. 報告書・支払い方法：

上記(1)、(2)の実績については、9月～11月分、12～2月分は翌月10日までに提出とし、3月分については同月17日までに提出とする。報告あった実績数量について、ジェトロと突合し、確認できた件数に基づき、報告書の提出月の月末までに支払うものとする。

4. その他：

- (1) 関連する業務に係る経費(交通費等)はジェトロ規程に基づきジェトロが負担する。
- (2) 本業務に従事する者は「GGW Project Coordinator」を名乗ることができる。

5. 使用言語：

日本語、英語

6. 契約期間：

契約締結日から2026年3月17日(火)

7. 募集人数：8名

8. 業務委託料（税抜き）：

- (1) 業務が生じた際の出来高払いとし、単価は下記のとおりとする。ただし、年間7,500（シンガポールドル）を超えないものとする。また、年間7,500（シンガポールドル）の支払いを保証するものではない。
- (2) 業務件数・時間数等については、ジェトロからの事前の指示と対応に基づき、決定することとする。
- (3) 電話代・コピー代など事務経費や特段記載のない業務については、業務委託料に含むものとし、ジェトロは負担しない。
- (4) 単価

業務内容		単価
(1) ビジネスマッチング 支援業務	①ピックアップ業務 本事業登録商品リストより有望商品のピックアップ	800/件
	②バイヤーへ提案業務 現地バイヤーへの有望商品の提案と提案への回答を回収（商談ニーズの把握）	
	③ヒアリング刈り取り業務 現地バイヤーの回答をジェトロへ提出	
(2) 商談アレンジ	①現地バイヤーへの Japan Street 登録の案内	700/件
	②Japan Street 等経由の商談組成	

9. 応募資格：

以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 法人の場合はシンガポールに現地法人又は支店を有し、従事予定者はシンガポールに居住していること。個人の場合はシンガポールに居住していること。
- (2) 事業に必要とされる専門性と申請者の専門分野が合致していること。
- (3) 当該専門分野での業務経験が5年以上であること。
- (4) 本応募に関し、所属先がある場合はその了解が得られていること。
- (5) 刑事罰を受けておらず、若しくは、刑事手続が行われていないこと、又は民事上の紛争が生じていないこと。
- (6) 本事業及び他ジェトロ事業で契約実績のある場合、契約期間中に重大な問題、又は事務手続き、業務報告などで重大な問題を起こしていないこと。
- (7) 本事業に対して十分業務時間が確保でき、ジェトロからの要望に素早く対応できること。

10. 応募方法：

別添の「応募用紙」に必要事項を記入のうえ、ジェトロ シンガポール事務所宛に電子メー

ルで提出してください。応募者の関連業界での実績・経験、会社概要等を示す資料があれば添付してください。

11. 選考方法：

応募書類に基づき書類選考します。

選考に当たっては以下の要素を総合的に勘案し、採択者を決定します。

- (1) 本事業の目的・趣旨への理解及び事業推進に対する積極性
- (2) 本事業で求められる専門知識・人脈の有無
- (3) 過去の同様の業務のカバーエリアにおける実績・経験
- (4) カバーエリアにおける販路開拓のためのマーケティング経験
- (5) ビジネスマッチング支援対応への機動力
- (6) 本事業の趣旨に沿った形で、日本語または英語による業務が可能であること

※選考結果については採否のみを応募者に通知します。採否理由はお答えできません。また、提出書類は返却できません。

12. 応募期間：

2025年8月22日（金）～9月4日（木）

13. 契約形態・業務委託期間：

- (1) 契約形態：ジェットロと採択者（個人又は法人）との間で業務委託契約書を締結
- (2) 業務委託期間：契約締結日～2026年3月17日（火）

14. 個人情報の取り扱い：

この公募に関して書類にご記入いただいた個人情報は、業務委託先選定のために利用します。

15. 留意事項

- (1) 受託者は、ジェットロの情報セキュリティ規程を遵守して業務を遂行していただきます。
- (2) 受託者は、事業の全てもしくは一部を第三者へ再委託することは禁じられています。
- (3) 受託者は、ジェットロの定める業務報告書などをジェットロの求めに応じて提出していただきます。なお、当該業務報告書及び作成資料の知的所有権および事業成果はジェットロに帰属します。

16. 応募先・お問い合わせ：

ジェットロ シンガポール事務所 担当：近藤・高田・青沼

E-mail：spr@jetro.go.jp

TEL：+65-6221-8174

以 上

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトにて公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水道費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報又は公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合

には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

以上